別　紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は兵庫県南東部の阪神間に位置し、鉄道や高速道路等の利用により大阪や神戸などの都市圏へのアクセス性が高く、大阪国際空港就航都市として全国へのアクセス性も高い。市域は２５．００㎢、人口は１９６，３３４人（令和５年５月１日現在）を有し、県下では２番目に人口密度が高い都市である。

生産年齢人口（１５～６４歳）は、平成７年にピークを迎えて以降減少傾向にあり、年少人口（０～１４歳）も減少傾向にある。

本市の産業構造は、市内総生産額で見ると製造業の比重が高く、次いで不動産業、卸売・小売業となっており、産業別総生産額に占める製造業の割合は、令和２年度で３０．０％と全国水準（約２０％）を上回っていることから、製造業が本市産業の強みといえる。

市内事業者の規模をみると、従業員数１０人未満の事業所が７５％、従業員数５０人未満の事業所が９６％であり、本市においても中小企業が多く立地している状況にある。また、令和４年度に市内製造事業者を中心にアンケート調査を実施した結果、課題として「人材確保・育成」と回答した事業者は約４割あり、現時点においても既に多くの製造事業者が労働力の確保を課題として捉えている。

（２）目標

本市においても将来的には人口減少局面に転じることが予測され、特に中小企業にあっては労働力不足がさらに深刻化する懸念があることから、より生産性・効率性の高い設備の導入・更新を促進し、労働生産性を向上させることが必要である。

本計画における成果指標を本計画に基づく先端設備等導入計画の認定件数とし、目標値を計画期間中８０件とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年率３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取り組みを促すため、導入を促進する先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等とする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

市内事業者は、用途地域等に関わらず広く市内に立地していることから、対象地域は市内全域とする。

（２）対象業種・事業

人口減少等による労働力不足といった課題に対しては、業種等を問わず労働生産性を向上させる必要があることから、中小企業者による幅広い取り組みを促すため、全ての業種、全ての事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

令和５年６月２６日から令和７年３月３１日までとする。

計画期間は原則として２年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である４月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和７年３月３１日とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

① 市税を滞納しているものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

②公序良俗に反する取組や、伊丹市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団及び同条第２号に規定する暴力団員並びに同条第３号に規定する暴力団員密接関係者については先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。